

岩手県告示第6号

岩手県漁業調整規則（昭和42年岩手県規則第31号）第52条第3項の規定により、齋藤 忠二に対し、第十八福忠丸（漁船登録番号IT2-7010）の停泊を命ずることについて、次のとおり聴聞を行う。

平成19年1月5日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 期日 平成19年1月26日（金） 午後3時00分から
- 2 場所 宮古市五月町1番20号
宮古地区合同庁舎1階 第1会議室